

## 細則

ザ・フレンドシップ・フォース・オブ・東京

### (入会・会員)

この会に入会を希望するものは、所定の入会申込書を理事会に提出する。理事会の承認を得たものは、入会金及びその年度の会費を納入した時点で会員又は家族会員となり、ネームプレートを受ける。なお、納入された会費等は返却しない。

### (理事)

会則第8条に定める理事の選出は次の方法による。

1. 理事会は理事改選の前年10月31日までに、会員に次期理事候補者の推薦を求める
2. 理事候補者が所定の理事数(理事会の円滑な運営を図るため、理事はおよそ半数の交代をするものとする)を超えるときは、選挙によって所定数の理事候補を選定する。
3. 理事会は推薦あるいは選定された理事候補名を会員に通知する。
4. 理事会は会員からの異議がない理事候補者を新理事として選出する。
5. 理事会は上記の方法によって選出された新理事を、総会において報告し、承認を求めるものとする。

### (理事の職務の報告)

理事会は互選によって選出した会長及び副会長並びに各理事の職務分担を、総会において報告し広報に掲載するものとする。

### (会計監査)

会則第11条に定める会計監査は、理事会において理事以外の会員又は家族会員の中から選出し、総会に報告して承認を求めるものとする。

### (交流委員会)

会則第14条に定める各交流委員会の委員長は理事会で審議の上、会長によって指名される。

### (特別委員会)

会則第15条に定める特別委員会は理事及びその他の会員又は家族会員によって構成される。

この細則は平成5年11月20日より実施する。

平成14年2月(2002年) 一部改正  
令和8年1月(2026年) 一部改正